

## Q. 帳簿等の資料を貸して欲しいと言われたらどのように対処すればよいのですか？

国税通則法の改正後（平成25年1月以降）からは調査官が帳簿や書類などを持って帰ったり、コピーを撮ったりすることが正式にできるようになりました。これは以前から実務上は「普通」だったのですが、法律上許されるようになるわけです。

これに加えて、「留置き」の制度が新たにできることになりました。難しい言葉で、かつ新たにできた法律ですが、意味合いは簡単です。調査官が必要だと判断するなら、みなさんが調査官に提出した帳簿や書類などをずっと預かることができるというものです。

すでに税務調査を受けて、調査官に書類などを貸したことがある社長であればおわかりの方もいるかもしれませんが、帳簿書類を貸し出すときには、「預り証」なる書面を調査官が発行します。「これとこれを税務署で預かりますよ」と約した書面です。

しかし、この貸し出すという行為は、あくまでも改正前は会社側の「任意」なわけです。調査官が「貸してほしい」と言っても、嫌だといえば断れます。また貸したとしても、経理業務などで必要な場合は、「今すぐ返却してほしい」といえば、調査官も任意で借りている以上、その要望を断ることができないのです。

昨年まではこのように、会社の意思で断れたりもした帳簿書類の貸し出しが、改正後は法律で明記される以上、会社の「任意」ではなく、調査官の「権限として」できるようになったのですから、調査官の権限レベルが上がった、もしくは新たな権限が追加されたと言っていいいでしょう。

ちなみに改正後で、いったんは貸し出すにしても、「業務に支障をきたすので、返却してください」と調査官に依頼すれば返却してくれるのか、もしくは、いつになったら返却されるのかについては、法律上明記されていることではありません。正確に説明しておく、法律にはこう書かれています。

「留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない」

これでは、調査官（税務署）の判断で、返却するのかもしれないのかを決めることができることになり、貸した会社が圧倒的に不利になります。

どちらにしても貸し出さなければならないのであれば、面倒ですが、コピーをとってから渡すようにした方が無難だと言えます。

またこの制度ができて、調査官は何らかの書面（預り証等）を発行することは変わらないものと思います。

（平成25年11月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。）